

写

長野労発基0826第2号

令和元年 8月26日

長野地方最低賃金審議会

会長 岩崎 徹也 殿

長野労働局長  
中原 正裕



長野地方最低賃金審議会の意見(答申)に関する異議の  
申出について(諮問)

標記のことについて、一般社団法人長野県タクシー協会及び長野県労働組合連合会から、それぞれ令和元年8月20日付け及び令和元年8月23日付けをもって、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第11条第2項に基づく異議の申出が別添(写)のとおりあったので、貴会の意見を求める。